



ドメイン名を中心としたインターネットポリシーレポート 2012 年 12 月号

GAC 早期警告

本号では、新 gTLD プログラム実施承認時に事前に定められた手順、とりわけ申請に対する意見募集を補完するものとしてなされた、ICANN 政府諮問委員会(Governmental Advisory Committee; GAC)早期警告(Early Warning)を採り上げます。GAC 早期警告とは、2012 年 11 月 20 日に GAC メンバーである各国政府から gTLD 申請者に対して発せられた、申請 TLD 文字列についての警告のことを指します。これらの早期警告は、申請者が ICANN およびコミュニティで事前に定めたルールである、申請者ガイドブック(AGB)に従っていたとしても、実際に利用する局面での問題発生が懸念されるため発せられていることから、新 gTLD プログラムが採った準則主義の限界が見え隠れするという意味で興味深いものです。

GAC とは

GACとはICANNの諮問委員会の一つで、政府の立場からICANN理事会に対して助言を行っています。具体的には、ICANNの活動の中で、ICANNポリシーと各種法律・国際協定との間に相互関係が認められる事項や、公共政策問題に影響を与える恐れのある事項について検討・助言する役割を負っています。(インターネット用語 1 分解説¹より)

メンバーは各国政府で、日本からは総務省が参加しています。現在 118 ヶ国の政府がメンバーとなっています(詳細²)。他に条約に基づく国際機関など 25 組織(詳細³)がオブザーバーとなっています。オブザーバーの例として、国際電気通信連合(ITU)、世界知的所有権機関(WIPO)、世界銀行、世界貿易機関(WTO)、国際刑事警察機構(INTERPOL)などが挙げられます。

GAC 早期警告とは

GAC 早期警告とは、GAC のメンバーである各国政府が新 gTLD 申請者に対して行う新 gTLD 申請文字列に関する懸念の通知です。GAC 早期警告を行うことは AGB にて記述(1.1.2.4)されています。

GAC早期警告は正式な異議申し立てではなく事前予告という位置づけとなっており、GAC 早期警告が出されたからといって即申請が却下されるわけではありません(AGB 1.1.2.4⁴)。

¹ <http://www.nic.ad.jp/ja/basics/terms/gac.html>

² <https://gacweb.icann.org/display/gacweb/GAC+Representatives>

³ <https://gacweb.icann.org/display/gacweb/GAC+Observers>

⁴ <http://newgtlds.icann.org/en/applicants/agb/intro-04jun12-en.pdf>



これに対し、より正式な警告という位置付けとなっている、GAC勧告(Advice)とは、特定の申請に対してストップを掛ける、もしくは懸念の表明をICANN理事会に対して行うものとなっています(AGB 3.1⁵に記載)。

対象となった場合、申請者は21日以内にICANN理事会に対して回答する必要があります。GAC勧告は2013年4月のICANN北京会合以降に予定されています。

警告を出すことができるのはGACメンバーの各国政府(少なくとも一つ)で、GAC全体によるコンセンサスは不要となっています。警告の内容はすべてGACのWebサイトで公開⁶されています。

新gTLDコメント期間と並行して、GACが申請への懸念がある場合はGAC早期警告を発行することとなっていました。元々は申請件数が500件以内との前提で、申請文字列が公表されてから60日程度で実施するとなっていました。申請件数が予想をはるかに上回ったためか、約5ヶ月後の2012年11月20日に公表されました。

GAC早期警告がAGBに盛り込まれることとなった経緯は次の通りです。以前からGACは公共政策の観点からの、料金がかからない異議申し立て手段を準備すべきと主張していました。2011年2月のGACとICANN理事会との新gTLDに関する協議のために準備された文書⁷、およびその直後GACより公開されたGACスコアカード⁸には、「地名を含む申請文字列に異論のある場合、もしくは機微に関わる文字列の申請者に対する政府からの早期警告の必要性」を主張しており、それに対してICANN理事会はおおむね同意しています。その後、2011年4月発行のAGB第6版よりGAC早期警告に関する記載が開始されました。

早期警告の判断基準

GACは早期警告に当たり、加盟国政府が考慮すべき点は以下に列挙した項目⁹であり、これらに該当する文字列が警告の対象と考えられます。

- 消費者保護
- 規制業種に関連する文字列(金融、医療、法律関係)
- 競争法関連

⁵ <http://newgtlds.icann.org/en/applicants/agb/objection-procedures-04jun12-en.pdf>

⁶ <https://gacweb.icann.org/display/gacweb/GAC+Early+Warnings>

⁷ <http://www.icann.org/en/topics/new-gtlds/gac-board-geographic-names-21feb11-en.pdf>

⁸ <http://archive.icann.org/en/topics/new-gtlds/gac-scorecard-23feb11-en.pdf>

⁹ これらは、2012年10月のICANNトロント会議最終日に発表されたGACコミュニケで発表されました。

https://gacweb.icann.org/download/attachments/18645097/FINAL_Toronto_Communique_20121017.pdf?version=1&modificationDate=1354149148460



- 一般名詞の排他的利用
- コミュニティの支持がないか、十分でない宗教用語
- 防衛登録の必要性が発生するもの
- 地名の保護
- デジタル媒体の著作権保護に関連するもの
- 法令に定めのあるもの

早期警告の内訳(発出国、文字列など)

早期警告を発出した国の内訳は、以下の通りとなっています。

順位	警告発出国名	警告件数	
1位	オーストラリア	129	
2位	米国	34	
3位	ドイツ	20	
4位	フランス	19	
5位	インド	9	
			計：272件

ご覧の通り、オーストラリア政府からの早期警告が半数近くを占めています。なお、日本からは日本語文字列の申請自体がそもそもなかったからか、日本からの申請に対する早期警告はありませんでした。日本国外から申請のあった日本語 gTLD 文字列への、他国政府からの早期警告提示状況は次の通りです。

- オーストラリア政府 .クラウド、.ストア、.セール、.ファッション、.家電、.慈善、.書籍、.食品、.通販
- フランス政府およびマリ政府 .健康

この中で「書籍」に対する警告の理由を見てもみると、この文字列は幅広い市場領域に関連する一般的な用語で、競争相手となる可能性となる他の事業体を排除することを提案していることから競争上悪影響を及ぼすため、となっています。一般名詞に該当する新 gTLD 文字列に対する早期警告は、いずれも同様の内容となっているようです。

一つの文字列が複数の分野にまたがることもあるためか正式な分類はされていませんが、公開されている早期警告のリストを見た限りでは、一般名詞に当たるものが 200 件を超えており最も多くなっています。その次に来ると思われるのが、地名（20 件以上）でした。例として次のものが挙げられます。

- .date¹⁰ 日本の地名（福島県伊達市および北海道伊達市）に該当するため、日本政府よ

¹⁰ <https://gacweb.icann.org/download/attachments/22938690/Date-JP-30301.pdf?version=1&modificationDate=1353382355000>



り警告

- **.africa** ベニン、ブルキナファソ、カメルーン、コモロス、コンゴ民主共和国、エジプト、ガボン、ガーナ、ケニア、マリ、モロッコ、ナイジェリア、セネガル、南アフリカ、タンザニア、ウガンダの各国政府およびアフリカ連合(AU)委員会より警告
- **.amazon** ブラジルおよびペルー政府連名で警告
- **.patagonia** アルゼンチン政府およびチリ政府のそれぞれより警告

これらの警告に記載された理由としては、国際的に知られた地名であることと、地域コミュニティの拠って立つ地域であること、もしくは当該地域を管轄する政府もしくは政府間組織の支持を得ていないことなどとなっています。

宗教関係(例: **.halal**, **.islam**)もしくは公序良俗に該当すると思われる文字列(例: **.sucks**, **.wtf**)も見受けられました。前者は民間団体が機微に触れる名称を管理すること、およびコミュニティの関与・支持の欠如が理由とされ、後者は否定的・批判的の含意を持つため、防衛的登録が必要になると考えられるためというのが早期警告の対象となった理由とされました。

その他、「政府」について香港政府および日本政府より警告が発せられました。香港政府からの警告¹¹では、「申請を取り下げるべき」と強い警告となっているのに対し、日本政府からの警告¹²では求められる改善が「こちらが示した懸念について回答して欲しい」となっています。警告の対象となった理由は、以下の通りです。

- 管轄権の識別なしに使用することは利用者に混乱をもたらす(香港)
- オンライン詐欺または不正利用を防ぐための、利用者検証手段がない(日本・香港)
- 対象となる組織に関して、グローバルに統一した基準を作成し、関連各国政府間で合意を得ておくべき(日本)
- セカンドレベルドメイン名は国および地域名に限定するのか、組織名として自由に使うてよいのかを明らかにしておらず、どのような仕組みとするのか不明である(日本)
- 政府コミュニティが利用することが想定されるためコミュニティベース **gTLD** とみなされるが、そのように申請されておらず、対象コミュニティからの支持もない(香

¹¹ <https://gacweb.icann.org/download/attachments/22938690/GOVIDN-HK-94344.pdf?version=1&modificationDate=1353451730000>

¹² <https://gacweb.icann.org/download/attachments/22938690/GOVIDN-JP-94344.pdf?version=1&modificationDate=1353452416000>



港)

今後申請者が取るべき対応

GAC 早期警告を受けた申請者は、次の三つのうち、いずれかの対応を取る必要があります。

1. 申請取り下げ： 21 日以内に申請の取り下げを行った場合、申請料の 8 割が返金される
2. 対応実施： 警告に対して何らかの対応を取る
3. 何もしない： 何もしないということも選択肢となるものの、その後 GAC 勧告または正式な異議申立の対象となる可能性あり

今後、警告の対象となった申請者が、どのような対応を取るかが注目されます。